主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人遠井金三九の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

Ī		Щ	栗	裁判長裁判官
į	勝	谷	/]\	裁判官
I	八	田	藤	裁判官
- 1	唯	村	谷	裁判官